

## 外国公的検査機関制度について

外国公的検査機関制度は、一定の条件を付してリスト掲載された検査機関の輸出国における検査結果を受け入れることにより、輸入時に輸入者が自主的に実施する検査の簡素化・迅速化を図る目的で導入された制度であり、昭和57年4月から実施している。

### ○リスト掲載の流れ（フロー）

#### 1. 新規登録・新規追加・削除

在日の各国大使館 → 外務省 → 厚生労働省

#### 2. 名称及び住所変更

在日の各国大使館 → 厚生労働省

### ○ リスト掲載要領

#### （1）検査結果の受け入れ条件

国際的に認められている検査法（AOAC法）又はこれと同等以上の方法により検査を実施する能力を有する検査機関であって、①又は②に該当する検査機関。

① 輸出国または州直轄の検査機関  
（「A. 公的検査機関」として収載）

② 輸出国または州が認定、指定を行っている検査機関  
（「B. 指定検査機関」として収載）

#### （2）検査結果の受入れ

上記（1）の検査機関による検査結果は、地方衛生研究所等地方公共団体の食品衛生検査施設、食品衛生法に基づく厚生労働大臣が登録した検査機関において実施され検査結果と同等に取扱う。

#### （3）その他

船舶又は航空機による輸送中において変化するおそれがある細菌、マイコトキシン等の検査結果は受入れから除外する。